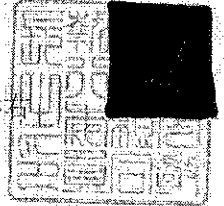


2019年 8月 1日

大阪市教育委員会
教育長 山本晋次 様
大阪市こども青少年局
局長 佐藤充子 様

大阪市教職員組合
執行委員長 岡本共 様



教職員の勤務労働条件ならびに施設設備の改善に関する要求書

大阪市教職員組合（以下、市教組）は、教職員の勤務労働条件ならびに施設設備の改善について、以下のとおり要求する。

大阪市教育委員会（以下、教育委員会）におかれては、これらの要求を真摯に受け止め、要求実現のために努力されたい。

＜勤務労働条件について＞

1. 教育委員会は、市教組に対して労使対等の原則を厳守し、教職員の勤務労働条件に係る事項については、一方的な実施を行わず誠意ある対応を行うこと。
2. 学校園職場における教職員の休憩時間の取得状況を明らかにするとともに、改善に向けた具体的方策を述べられたい。
併せて、時間外勤務をはじめとする教職員の長時間勤務の実態を明らかにするとともに、改善に向けた具体的方策を述べられたい。
3. 学校園職場の労働安全衛生委員会の設置や「長時間勤務職員に対する面接指導」の実施状況を明らかにすること、また、労働安全衛生体制の更なる充実を図ること。
4. 教職員の病気休職者や早期退職者が他府県に比べて多い現状について、教育委員会の認識と具体的方策を述べられたい。また、学校園職場におけるメンタルヘルス対策事業の充実を図ること。
5. 教職員の定期健康診断の更なる充実を図るとともに検診結果に基づく精密検査を実施すること。また、「要精密検査」「要医療」等で受診を行う教職員については、職務免除扱いとすること。
6. 福利厚生事業については、教職員の健康維持と勤務意欲向上につながるよう、更なる充実を図ること。
7. 「大阪市特定事業主行動計画」の趣旨を踏まえ、事業主として職場環境のさらなる改善等、教職員が安心して育児や仕事に取り組めるよう施策を充実させること。また、男性教職員の育児休業取得を促進するための施策を講じること。
8. セクシュアルハラスメントをはじめとする各ハラスメント防止のための指針やガイドラインを、すべての職場に周知徹底すること。また、防止のための具体的方策について述べられたい。
9. 障がいのある子どもの教育保障に向けて介助員制度を創設すること。

併せて、特別支援教育サポーターの待遇改善を行うとともに活動範囲や活動時間帯の拡大に努めること。

10. 教員免許更新講習については、該当する教員への周知を徹底するとともに、教員が講習をスムーズに受講できるよう配慮すること。また、「中堅教員研修」の単位認定について、対象者に周知すること。
11. 多忙化解消の1つとして、変形労働時間の適用を拡大すること。
12. 教職員の長時間勤務の解消に向けて、教育委員会に設置されている「学校業務改善ワーキンググループ」での協議内容を明らかにされたい。
13. 年休の取得を促進するため、現在の4月付与を10月に移行されたい。
14. 教特法第22条第2項に基づく研修については、教員の資質向上を図るため積極的に取得するよう働きかけられたい。
15. 市政改革による市立幼稚園の民営化を行わないこと。
16. 市立幼稚園に事務職員と管理作業員を配置すること。
17. 障がいのある園児がいる市立幼稚園に対して、特別支援教育担当教諭を配置すること。また、介助アルバイトの勤務日数を増やすとともに増員を図ること。
18. 教職員の給与・勤務労働条件については、政令市への給与負担等の移譲により大きく後退している。地方公務員法第24条に基づき、学校現場特有の実態を考慮し、妊娠障害休暇の期間延長や時休の分割取得など制度の改善を行うこと。
19. 学校事務における臨時的任用職員の給与については、月額とすること。
20. 新たな人事評価については、一部相対化を導入せず絶対評価とすること。また、評価結果については、給与等に反映させないこと。併せて、評価制度の向上に向けて、引き続き、管理職を含む教職員へのアンケートを実施すること。また、管理職などの評価者に対する研修の更なる充実を図ること。
21. 雇用と年金の確実な接続を図るため、再任用制度の処遇改善を図ること。
22. 不妊治療に係る特別休暇を新設すること。
23. 育児短時間勤務取得のための対象年齢を小学校3年生まで拡大すること。
24. 非常災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するための特別休暇を設けること。

<施設・設備について>

25. 災害時の避難所として、また、児童・生徒、教職員の安全確保のために、老朽化した校舎の新、改築や耐震性の不十分な校舎の補強を早急に行うこと。
また、避難場所となる小、中学校の体育館にエアコンを設置すること。
26. 学校のすべての特別教室にエアコンを設置すること。また、修理部品の無い老朽化したエアコンについては、速やかに交換を行うこと。
27. 障がいのある子どもが安心して学校生活が送れるよう、また、教職員の負担軽減のため、教室や校舎間の段差解消のための縦移動のエレベーターを設置すること。

28. 保健室は、子どものけがや病気の対応をはじめ、カウンセリングや事務処理など多岐にわたる機能を有することから、2教室以上のスペースを確保すること。
また、足洗い場やシャワー等を整備すること。
29. 男女別休養・更衣室を早急に全ての職場に設置すること。とりわけ、幼稚園においては、更衣室の設置及び設備の充実を行うこと。
また、空調設備（エアコン）・内線電話を設置するなど、整備基準を改善するとともに、老朽化した休養室の改修を備品等の更新とあわせ促進すること。
30. 本務職員だけでなく、講師等も含めたすべての教職員に、一人一台の校務支援パソコンを支給すること。とりわけ、幼稚園においては、早急に一人一台の校務支援パソコンを支給すること。
31. すべての日本語教室センター校に、電話機やコピー機を設置すること。

以上